(二)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は特別税額控除制度について、開発研究用資産の償却費に係る試験研究を行った場合の特別税額控除制度（租税特別措置法第四二条の四及び第六八条の九）の特例を廃止した上、制度の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の一〇及び第六八条の一四関係）

(三)　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五、第四二条の一二及び第六八条の一五の二関係）

(1)　「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件を廃止する。

(2)　地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額について、対象雇用者数から非特定新規雇用者数を除外した上、基準雇用者割合にかかわらず、次の金額の合計額とする。

イ　三〇万円（移転型事業にあっては、五〇万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数を上限とする。以下同じ。）のうち特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額

ロ　二〇万円（移転型事業にあっては、四〇万円）に、地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数を乗じて計算した金額

(3)　地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額を、四〇万円（改正前三〇万円）に、地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、三〇万円（改正前二〇万円）に、その特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額）に引き上げる。

(四)　認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の一二の二及び第六八条の一五の三関係）

(1)　税額控除限度額を、支出した特定寄附金の額の合計額の一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の二〇）相当額からその特定寄附金の支出について道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額を控除した金額（その支出した特定寄附金の額の合計額の一〇〇分の一〇相当額を上限とする。）とする。

(2)　特定寄附金を、認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金とする。

(五)　給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の特別税額控除制度における国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が当期償却費総額の一〇〇分の九五（改正前一〇〇分の九〇）相当額以上であることとした。（租税特別措置法第一〇条の五の四、第四二条の一二の五及び第六八条の一五の六関係）

(六)　認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和四年三月三一日までの間に、その事業者の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産（認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たす一定のものに限る。）の取得等をして、その事業者の事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の三〇相当額の特別償却とその取得価額の一〇〇分の一五相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。（租税特別措置法第一〇条の五の四の二、第四二条の一二の五の二及び第六八条の一五の六の二関係）

(七)　法人税額等から控除される特別控除額の特例における特定税額控除規定を不適用とする措置について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の六、第四二条の一三及び第六八条の一五の八関係）

(1)　特定税額控除規定に、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の税額控除に係る規定を加える。

(2)　国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が当期償却費総額の一〇〇分の三〇（改正前一〇〇分の一〇）相当額を超えることとした。

(八)　再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度について、償却割合を一〇〇分の一四（改正前一〇〇分の二〇）に引き下げることとした。（租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(九)　障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象資産から工場用の建物等を除外するとともに、機械装置の償却割合を一〇〇分の一二（改正前一〇〇分の二四）に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一三条、第四六条及び第六八条の二一関係）

(〇)　特定災害防止準備金制度について、積立限度額を独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律の通知する額の一〇〇分の六〇相当額に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第二〇条、第五六条及び第六八条の四六関係）

(一)　交際費等の損金不算入制度について、その事業年度終了の日における資本金の額等が一〇〇億円を超える法人については、接待飲食費の額の一〇〇分の五〇相当額の損金算入ができる特例を適用しないこととした上、制度の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第六一条の四及び第六八条の六六関係）

(二)　土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率について、その適用停止措置の期限を三年延長することとした。なお、土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、次に掲げる譲渡を適用対象から除外した上、その期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六二条の三、第六三条、第六八条の六八及び第六八条の六九関係）

(1)　都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡

(2)　都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成（都市計画法に規定する一定の開発許可又は土地区画整理法に規定する一定の認可を受けて行われるものであること等の要件を満たすものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡

(三)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年（過疎地域の外から内への買換え及び次の(3)に係る買換えについては、令和三年三月三一日まで）延長することとした。（租税特別措置法第三七条～第三七条の四、第六五条の七～第六五条の九及び第六八条の七八～第六八条の八〇関係）

(1)　航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が次の区域内にある資産に該当し、かつ、買換資産が航空機騒音障害区域以外の地域内にある資産に該当する場合の課税の繰延べ割合を一〇〇分の七〇（改正前一〇〇分の八〇）に引き下げる。

イ　令和二年四月一日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に規定する航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域

ロ　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域

(2)　都市再生特別措置法に規定する都市機能誘導区域の外から内への買換えについて、適用対象から除外する。